

国家戦略特区 WG による規制改革の提案の具体化のための助言

申込表

地方公共団体名：北九州市

担当者氏名：

連絡先：

- ① 今回の提案に当たって、特に重視したポイント、前回（4月）から追加、変更ポイントなどを、以下に記載してください。

前回（4月）に提出した「北九州市・東田 Super City for SDGs 構想」の基本方針である「グリーン成長都市」、「ダイバーシティの実現」の観点から、今回、「都市公園における太陽光発電施設に関する占用許可基準の規制改革」及び「高い日本語能力を有する留学生の就職に関する在留資格の規制改革」の2件を追加提案した。

- ② 特区 WG の場において、特に、有識者から助言等を依頼したい項目（3～5項目程度）を、以下に記載してください。

提案名	分野
都市公園における太陽光発電施設に関する占用許可基準の規制改革	環境・エネルギー
高い日本語能力を有する留学生の就職に関する在留資格の規制改革	観光・商業 (ダイバーシティ)

- ③ 有識者の助言等に当たって、特に依頼したい事項を、以下に記載してください。  
(自由記載)

<送付先・お問い合わせ先>

・内閣府 地方創生推進事務局

・電話 03-5510-2463 ・メールアドレス : g.super-city.i9e@cao.go.jp

規制改革  
提案

# 都市公園における太陽光発電施設に関する占用許可基準の規制改革【補足説明】

2050年までに脱炭素（カーボンニュートラル）社会を目指す「ゼロ・カーボンシティ」を表明 (R2.10)

※政令市第1位の風力発電導入量：31,452kW、第3位の太陽光発電導入量：282,484kW (R2.9時点)

「市役所の率先実行」として、2025年までに全公共施設を再生可能エネルギー100%化



- 太陽光発電、蓄電池を「所有ではなく利用」による**第三者所有方式**で導入
- 初期コスト不要の安定・安価な電力供給システムを構築し、「再エネ 100%北九州モデル」による再エネの普及及び地産地消を図る。

スーパーシティ申請地区  
「東田大通り公園」を  
先端技術実証パークとして  
利活用



都市公園における第三者所有方式  
(公園占用許可) での  
次世代型太陽光発電設備の  
立地可能性を実証

## 都市公園・東田大通り公園を「先端技術実証パーク」として様々な企業へフィールド提供！

### 次世代新技術・円筒型太陽光発電の実証

(株)フジコー、CKD(株)、ウシオ電機(株)、国立大学法人 電気通信大学)

#### 円筒型太陽光モジュール



(平板型比較)  
円筒型の特長

- ・約1.5倍の発電量
- ・垂直設置も可能
- ・軽量・高耐久
- ・太陽電池切れを保護・固定する高価な封止材が不要
- ・風雪に強く、光を透過



水平設置 (下部空間有効活用可能)



垂直設置

公園機能を損なわない「垂直設置」又は「水平設置による下部空間有効活用」により、

- ① 都市公園における太陽光発電所立地可能性の実証
- ② 円筒型太陽光を組み込んだ公園利用者の利便性向上を図るスマートポールの実証

実証内容  
(想定)



#### スマートポール実証



円筒型太陽光+  
センサーデバイス



防犯・防災・見守り

#### 自動運転・XRが創る「どこでもテーマパーク」実証

「屋外での自動運転技術」と「XR技術」を融合した先進デジタルアトラクション (予定)



令和3年度  
観光庁採択事業

#### 現状

都市公園に太陽電池発電施設を設置する場合の占用許可基準は、「太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと」とされている。

(都市公園法施行規則第7条の2第3号)

#### 提案

次世代の新技術を活用し、都市公園の機能を損なうおそれがない太陽電池発電施設を設置する場合は、既設の建築物以外の場所に設置する占用許可を可能とする。

## ○都市公園法

(都市公園の占用の許可)

**第六条** 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

**第七条** 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

## ○都市公園法施行令

(占用物件)

**第十二条** 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

2 法第七条第一項第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

(占用に関する制限)

**第十六条** 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

六の三 第十二条第二項第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同項第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

## ○都市公園法施行規則

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

**第五条の三** 令第十二条第二項第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

二 太陽電池発電施設

(災害応急対策に必要な施設及び発電施設に関する基準)

**第七条の二** 令第十六条第六号の三の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

三 第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと。

## ○建築基準法

※都市公園法施行規則第七条の二第三号に規定する「建築物」の定義

(用語の定義)

**第二条** この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨こ線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

- 高い日本語能力(N1等※)のある留学生が、日本企業就職にあたり、日本語を用いた円滑な意思疎通など幅広い業務に従事可能な在留資格「特定活動46号」を取得できる要件は「日本の大学・大学院を卒業の場合」に限定されている。
- 「日本の短期大学を卒業」又は「海外大学・大学院を卒業後、日本の日本語学校を卒業」した留学生は、高い日本語能力(N1等)があっても、同在留資格の取得は認められてない。

※ 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上

現  
状



**「特定活動46号」についての具体的な活動例**  
 【留学生の就職支援に係る「特定活動」(本邦大学卒業者)についてのガイドライン(出入国在留管理庁 令和2年2月改定)】より抜粋

- 飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの(対日本人接客可)
- 小売店において、仕入れ、商品企画、通訳を兼ねた接客販売業務を行うもの(対日本人接客可) など



規  
制  
改  
革

「①日本(市内)の短期大学を卒業した留学生」、「②海外大学・大学院を卒業後に来日し、日本(市内)の日本語学校を卒業した留学生」についても、高い日本語能力(N1等)を有している場合、在留資格「特定活動46号」を取得し、日本語を用いた円滑な意思疎通など幅広い業務への従事を可能とする。  
 (出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件(法務省告示)46号・別表第11)

- 日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の増加！
- 日本語能力の高い優秀な外国人材の幅広い分野での活躍を促進し、市内就職率向上と本市のダイバーシティ推進を図る！

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年五月二十四日法務省告示第百三十一号）  
最近改正 令和三年七月三十日法務省告示第百五十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。

四十六 別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

別表第十一

- 一 本邦の大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。
- 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
- 三 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。
- 四 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること。

<参考>

○出入国管理及び難民認定法

別表第一

五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

## 留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン

出入国在留管理庁  
令和元年5月策定  
令和2年2月改定

今般、本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生（以下「本邦大学卒業者」という。）の就職支援を目的として、法務省告示「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」の一部が改正され、本邦大学卒業者が日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む幅広い業務に従事することを希望する場合は、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められることとなりました。

本ガイドラインにおいては、新たな制度の基本的考え方や用語の解説のほか、具体的に認められる業務内容、提出資料等について取りまとめています。

### 1 本制度の概要

本制度は、本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものです。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記諸要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

ただし、法律上資格を有する方が行うこととされている業務（いわゆる業務独占資格が必要なもの）及び風俗関係業務に従事することは認められません。

### 2 対象者

本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了し、学位を授与された方で、高い日本語能力を有する方が対象となります。

現に有する在留資格が「留学」の方からの在留資格変更許可申請に限らず、次の（1）及び（2）の要件を満たす方であれば、例えば、本邦の大学を卒業後に帰国した方や、他の就労資格で活動していた方も対象となります。

#### （1）学歴について

日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了に限られます。短期大学及び専修学校の卒業並びに外国の大学の卒業及び大学院の修了は対象になりません。

#### （2）日本語能力について

ア 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有する方が対象です。

※ 日本語能力試験については、旧試験制度の「1級」も対象となります。

イ その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。

なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて日本の大学・大学院を卒業・修了している必要があります。

※ 本制度において「日本語」を専攻したとは、日本語に係る学問（日本語学、日本語教育学等）に係る学部・学科、研究科等に在籍し、当該学問を専門的に履修したことを意味します。

### 3 「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」について

「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、単に雇用主等からの作業指示を理解し、自らの作業を行うだけの受動的な業務では足りず、いわゆる「翻訳・通訳」の要素のある業務や、自ら第三者へ働きかける際に必要となる日本語能力が求められ、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味します。

### 4 「本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること」について

従事しようとする業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれることを意味します。

※ 「学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務」とは、一般的に、大学において修得する知識が必要となるような業務（商品企画、技術開発、営業、管理業務、企画業務（広報）、教育等）を意味します。

### 5 具体的な活動例

本制度によって活動が認められ得る例は以下のとおりです。

ア 飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。

※ 厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。

イ 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。

※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。

ウ 小売店において、仕入れ、商品企画や、通訳を兼ねた接客販売業務を行うもの（日本人に対する接客販売業務を行うことも可能です。）。

※ 商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められません。

エ ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うものや、外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。

※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。

オ タクシー会社において、観光客（集客）のための企画・立案や自ら通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動するもの（通常のタクシードライバ



一として乗務することも可能です。)

※ 車両の整備や清掃のみに従事することは認められません。

※ タクシーの運転をするためには、別途第二種免許（道路交通法第86条第1項）を取得する必要がありますが、第二種免許は、個人の特定の市場への参入を規制することを目的とするものではないことから、いわゆる業務独占資格には該当しません。

カ 介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、日本語を用いて介護業務に従事するもの。

※ 施設内の清掃や衣服の洗濯のみに従事することは認められません。

キ 食品製造会社において、他の従業員との間で日本語を用いたコミュニケーションを取りながら商品の企画・開発を行いつつ、自らも商品製造ラインに入って作業を行うもの。

※ 単に商品製造ラインに入り、日本語による作業指示を受け、指示された作業にのみ従事することは認められません。

## 6 契約形態等

「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動」について

- (1) 申請内容に基づき、「指定する活動」として以下のとおり活動先の機関が指定され、「指定書」として旅券に貼付されます。転職等で活動先の機関が変更となった場合は指定される活動が変わるため、在留資格変更許可申請が必要です。

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、下記の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

記

機関名：

本店所在地：

- (2) 指定書に記載される機関名は、契約先の所属機関名であるため、例えば同一法人（法人番号が同一の機関）内の異動や配置換え等については、在留資格変更手続は不要です。

他方で、転職等により契約の相手方が変更となった場合は、新たに活動先となる機関を指定する必要があるため、在留資格変更許可申請が必要です。

- (3) 当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動であることから、フルタイムの職員としての稼働に限られ、短時間のパートタイムやアルバイトは対象になりません。
- (4) 契約機関の業務に従事する活動のみが認められ、派遣社員として派遣先において就労活動を行うことはできません。
- (5) 契約機関が適切に雇用管理を行っている必要があることから、社会保険の加入状況等についても、必要に応じ確認を求めることになります。

## 7 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

一定の報酬額を基準として一律に判断するものではなく、地域や個々の企業の賃金体系を基礎に、同種の業務に従事する日本人と同等額以上であるか、また、他の企業の同種の業務に従事する者の賃金を参考にして日本人と同等額以上であるかについて判断します。

また、本制度の場合、昇給面を含めて、日本人大卒者・院卒者の賃金を参考とします。

その他、元留学生が本国等において就職し、実務経験を積んでいる場合、その経験に応じた報酬が支払われることとなっていることについても確認します。

## 8 その他

- (1) 在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請

在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請においては、次の事項についても確認します。

ア 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常的に1週について28時間を超えてアルバイトに従事していたような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで及び第19条の15に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納等の義務を履行していることが必要です。

- (2) 家族の滞在

上記6(1)の活動を指定された者の扶養を受ける配偶者又は子については「特定活動」(本邦大学卒業者の配偶者等)の在留資格で、日常的な活動が認められます。

(3) 在留期間について

在留期間は、5年、3年、1年、6月又は3月のいずれかの期間が決定されますが、原則として、「留学」の在留資格からの変更許可時、及び初回の在留期間更新許可時に決定される在留期間は、「1年」となります。

**9 提出資料**

「特定活動」（本邦大学卒業者）及び「特定活動」（本邦大学卒業者の配偶者等）に係る在留諸申請に当たって必要な資料は別紙のとおりです。

このほか、参考となるべき資料の提出を求めています。